

労災保険の治療はいつまで？

問

半年ほど前、当社にて労災事故が発生しました。負傷した労働者は現



在も治療を継続しています。ところで、労災保険はいつまで治療を認めていますか？

必要な療養の給付を行っています。労災保険における給付は、傷病が「治ゆ」（症状固定）し、療養を必要としなくなるまで行われます。労災保険における「治ゆ」（症状固定）とは、健康時の状態に完全に回復した状態のみでなく、傷病の症状が安定し、医学上一般に認められた医療を行つても傷病の症状回復、改善が期待できなくなつた状態も含みます。なお、医学上一般に認められた医療とは、基本的に健康保険に準拠した労災保険の療養の範囲として認められたものであり、実験段階、研究過程の治疗方法は該当しません。したがいまして、傷病の状態が投薬・理学療法等の治療により一時的な回復がみられるにすぎない場合など、の症状が残っているが、その症状が安定した状態になり、その後の治療を継続的に行つても改善が

であつても医療効果が期待できないと判断される場合には、労災保険では「治ゆ」（症状固定）としています。

傷病が「治ゆ」（症状固定）と認められたとき

に器質的障害、機能障害及び神経症状等の障害が残ることがあります。これららの身体障害が障害等級表に定める障害に該当する場合に障害（補償）給付の対象となり、その程度に応じて給付されることとなります。

「治ゆ」（症状固定）と判斷されるケース
（事例1）

切創の創面がゆき着した場合または骨折で骨ゆ合した場合に「痛み」などの症状が残っているが、その症状が安定した状態になり、その後の治療を継続的に行つても改善が

期待できないとき。

（事例2）

骨ゆ合後の機能回復療法として、リハビリ等を行っている場合に、治療

施工時にある程度改善されると、数日経過する

と元の状態に戻るという経過が一定期間みられるとき。

（事例3）

腰部捻挫による腰痛症

の急性症状は消退したが、「痛み」など慢性症状が持続している場合であつても、症状が安定し、その後治療を継続しても改善が期待できなくなつたとき。

（事例4）

「治ゆ」（症状固定）につきましては、個々に判断をしています。疑問点などございましたら、労働基準監督署までご照会ください。

れの要件も満たす場合は「再発」として療養（補償）給付を受けることができます。

①その症状の悪化が当初の業務上または通勤による傷病と相当因果関係があると認められること。

②「治ゆ」（症状固

定）時の状態からみて明

らかに症状が悪化してい

ること。

③療養を行えば、その

症状の改善が期待できると医学的に認められるこ

監督係（方面）	（052）961-8653
安全衛生課	（052）961-8654
労災課	（052）961-8655

名古屋北労働基準監督署の
ダイヤルインご案内